

# 兵庫県公報

令和5年9月29日 金曜日 第452号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（男女青少年課）	1
○ 特定農業用ため池の指定（農地整備課）	2
○ 特定ため池の指定（同）	2
○ 令和元年兵庫県告示第270号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和元年兵庫県告示第271号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	3
○ 令和2年兵庫県告示第425号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	4
○ 令和2年兵庫県告示第425号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	5
○ 令和2年兵庫県告示第606号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和2年兵庫県告示第606号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	6
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の2（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	7
○ 令和3年兵庫県告示第1065号の3（特定ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和4年兵庫県告示第1248号（特定農業用ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 令和4年兵庫県告示第1249号（特定ため池の指定）の一部改正（同）	8
○ 特定漁港漁場整備事業計画変更の案の縦覧（水産漁港課）	9
○ 令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（砂防課）	9
○ 平成30年兵庫県告示第355号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部改正（同）	9
○ 土砂災害特別警戒区域の指定の解除（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 都市計画の決定の図書の写しの縦覧（都市計画課）	10
○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧（同）	10
○ 建築基準条例に基づく区域の指定（建築指導課）	11
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	11
<b>公 告</b>	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	11
○ 同 上（中播磨県民センター）	12
○ 同 上（同）	12
<b>病院局公告</b>	
○ 落札者等の公示	12
<b>兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会公告</b>	
○ 漁業法に基づく指示	13
<b>警察本部公告</b>	
○ 落札者等の公示	15

## 告 示

### 兵庫県告示第978号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike\\_bousaijyuutentameike.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijyuutentameike.html)

市町名	指定した特定ため池	市町名	指定した特定ため池
神戸市	下池ほか24箇所	加西市	小池
洲本市	髭谷池	南あわじ市	錦谷池
西脇市	治山池	淡路市	水取池ほか1箇所
三木市	三木-3433ほか1箇所		



**兵庫県告示第991号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定に基づき、沼島地区における特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、同条第4項及び第11項の規定により当該事業計画変更の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業計画変更の案に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 縦覧に供する書類の名称  
沼島地区特定漁港漁場整備事業計画変更の案
- 2 縦覧期間  
令和5年9月29日（金）から同年10月19日（木）まで
- 3 縦覧場所  
兵庫県農林水産部水産漁港課及び淡路県民局洲本農林水産振興事務所



**兵庫県告示第992号**

令和3年兵庫県告示第386号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

御蔵I（113000104）の項中別図70を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び赤穂市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第993号**

平成30年兵庫県告示第355号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

丹東(2)I（138000156）の項中別図33を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第994号**

令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

西徳久(6)I（139030074）の項中別図125を次の図面のとおり改める。

（「次の図面」は省略し、兵庫県土木部砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第995号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、令和元年兵庫県告示第620号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
横畑 I (139030067)	佐用郡佐用町西徳久（別図118のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり

兵庫県告示第996号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成30年兵庫県告示第1096号（土砂災害特別警戒区域の指定）の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
高井(2) I (140020070)	美方郡香美町村岡区大糠（別図51のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり

兵庫県告示第997号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、次の都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
加西市	東播都市計画地区計画	加西インター産業団地第2期3工区地区地区計画
同市	東播都市計画地区計画	加西インター産業団地第2期5工区地区地区計画

兵庫県告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の